

施設名【綾錦原野球場】

■通常利用料金

名称	施設	区分	使用時間	単位	料金	
綾 錦 原 野 球 場	野球場	入場料を徴収しない場合	体育スポーツに使用する場合	午前/午後	午前/午後	2,090円
				夜間	1時間	使用不可
		入場料を徴収する場合	体育スポーツに使用する場合	午前/午後	午前/午後	7,370円
				夜間	1時間	使用不可
			その他の催物	午前/午後	午前/午後	10,890円
				夜間	1時間	使用不可
			その他の催物	午前/午後	午前/午後	17,930円
				夜間	1時間	使用不可

※1 「午前」とは、午前8時～正午まで、「午後」とは、午後1時～午後5時までをいう。

※2 「夜間」とは、午後6時～午後10時までをいう。なお、1時間に満たないときは1時間とする。

※3 綾町外在住者の使用は、それぞれの料金の2倍とする。

※4 プロ、実業団が使用する場合は、それぞれの料金の5倍とする。

■石灰代

施設	区分	使用面数	単位	料金
石灰	—	1	袋	300円